

## R4. 8. 17 個人情報保護審査会 議事録

発言者	内 容
総務課長 (10:05)	<p>少し時間は早いですが、始めさせていただきます。</p> <p>本日は足元の悪い中、審査会にご出席賜り、ありがとうございます。</p> <p>私は、審査会事務局の総務課長の嶋崎と申します。</p> <p>議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審査会ですが、コロナ禍ですのでマスクを着用したままでの開催とさせていただきます。</p> <p>職員を紹介させていただきます。</p> <p>事務局は、私と係長の石原です。</p> <p>諮問事項の担当課である社会福祉課長の楯と課長補佐の市岡です。</p> <p>会議時間は、1時間程度の予定で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>初めに、後藤会長にご挨拶をお願いし、この後の進行をよろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>前回は6月24日に開催して、本年2回目となりますので、前回同様にご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>議事に入るに先立ち、本日の委員会は、公開とすることか否かを「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>お諮りいたします。本日の案件は、指針第3条各号の公開しない場合に当てはまらないため、公開することとしてよろしいですか。</p>
他の委員	(異議なし)

後藤会長

ご異議がないようですので、本日の委員会は公開とすることに決定しました。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

令和4年7月21日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第2号「住民税非課税世帯に対する商品券給付事業の実施に伴い、対象者把握のために個人情報を目的外利用することについて」が諮問されております。

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、実施機関は個人情報の目的外利用が可能になります。

今回の諮問について、市担当者から説明していただきその後、審議に入りたいと思いますのでお願いします。

社会福祉課長

社会福祉課の楯です。ご説明させていただきます。

諮問第2号「住民税非課税世帯に対する商品券給付事業の実施に伴い、対象者把握のために個人情報を目的外利用することについて」ご説明いたします。

お手元のA4サイズの資料をご覧ください。

まず、この事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰に直面する住民税非課税世帯と家計急変世帯、いわゆる低所得世帯の生活を支援するため生活応援商品券を給付する事業です。

給付の対象となる世帯は、基準日である本年9月1日時点で中津川市に住民登録があり、かつ、住民税非課税世帯又は家計急変世帯であることが条件です。

給付される商品券は1世帯当たり2万円です。

給付までの流れについては、2通りあります。

1つ目は、申請が不要な世帯として、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯です。

2つ目は、裏面になりますが、申請が必要な世帯です。  
これは市が情報を把握できない場合です。

具体には令和4年1月2日から基準日までに転入された令和4年度住民税均等割が非課税の世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した家計急変世帯です。

この1つ目の申請が不要な世帯に関する事務については、ご自身の世帯が商品券の対象世帯であることを知らずに、期間内に申請手続きをすることなく、その権利を失ってしまうという事の無いように、市から対象世帯あてに事前に商品券給付対象であることの案内文書と、商品券引換はがきを郵送します。

これを「プッシュ型」といいますが、その際に対象者を把握するために、税務課が管理する非課税者に関する情報を用います。このことが個人情報目的外利用として諮問を行う理由です。

なお、税務課と社会福祉課はどちらも市長部局に属しておりますので、当該事務はひとつの実施機関内のみで行われ、当該情報は個人情報保護条例の規定に基づき、適切に取り扱われます。

最後になりますが、公益性については、この事業はコロナ禍に直面する、いわゆる低所得世帯の生活を支援するための事業で、住民の福祉の増進を図ることを目的としております。よって、公益性があると考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

後藤会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。

ただいまの市担当者からの説明に対して質疑があれば、発言をお願いします。

後藤会長	非課税という事は収入が少ないという事と、転入してきて課税状況が分からない方は分かりますが、家計急変というのはどういう方ですか。
社会福祉課長	新型コロナウイルスの影響で職を失われた方や収入が減少してしまった世帯です。 任意の1か月の収入が非課税世帯と同程度の収入になるという条件に該当すれば対象になります。
後藤会長	任意の1か月の後、収入が回復しても良いのですか。
社会福祉課長	はい。対象になります。
早川委員	収入のない方にとっては2万円でも助かると思います。
社会福祉課長	なお、低所得世帯に関する商品券給付の他にも子育て世帯への商品券給付も同時に行います。 また、プレミアム商品券の発行も行います。
熊本委員	確認ですが、申請不要世帯の把握のために個人情報を利用するという事ですか。
社会福祉課長	はい。
熊本委員	家計急変世帯等の申請が必要な世帯への告知はどのように行いますか。
社会福祉課長	市公式ホームページ、広報なかつがわ、市からのメール配信等により広くお知らせします。
熊本委員	家計急変世帯の、コロナの影響であるという判断は何

	<p>か基準がありますか。</p>
社会福祉課長	<p>コロナの影響であるという本人の申し出によります。</p>
後藤会長	<p>商品券はどのような形態ですか。</p>
社会福祉課長	<p>1,000円券が10枚つづりの紙による商品券です。 商品券の発行主体は、商工会議所等により組織される団体です。</p>
後藤会長	<p>対象は何世帯くらいありますか。</p>
社会福祉課長	<p>給付世帯は約7千世帯で、全体の2割くらいです。</p>
後藤会長	<p>その他、質疑等はございませんか。 無いようですので、以上で質疑及び審議を終了します。 これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間に ただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答 申の案を作成します。 再開後、答申の案についてご審議いただくこととしま す。 それでは、ただいまから、10時35分まで休憩とい たします。</p> <p>～休憩～</p>
後藤会長	<p>審査会を再開します。 お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご 審議をお願いします。</p>
後藤会長	<p>3(3)「個人情報目的外利用をする実施機関が、 市長に限定されていること。」の市長に限定とはどのよ</p>

	<p>うなことですか。</p>
<p>総務課職員</p>	<p>中津川市個人情報保護条例で規定する実施機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会等がありますが、税務課と社会福祉課はどちらも市長部局にありますので、そういう意味で市長に限定されるということです。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>3（3）と（4）は一連ですか。</p>
<p>総務課職員</p>	<p>担当課長の説明の中では一連で説明させていただいています。（3）と（4）はセットで考えていただければと思います。</p>
<p>熊本委員</p>	<p>3（2）の目的外利用をする個人情報の項目というのは非課税情報と郵送をするための住所等の情報ですか。</p>
<p>社会福祉課長</p>	<p>はい。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>郵便配達される際に、非課税世帯であることが分かってしまうということはありませんか。</p>
<p>社会福祉課長</p>	<p>対象者あて郵便物に非課税世帯である旨の記載はありませんので、そのようなことはありません。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>この答申案にご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p> <p>本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経</p>

<p>(10 : 45)</p>	<p>て、中津川市長へ答申してもらいますのでよろしく お願いいたします。 以上で、中津川市個人情報保護審査会を閉会 します。 ありがとうございました。</p>
------------------	---